

## 申請方法

- **申請先** : 川場村役場 健康福祉課「臨時福祉給付金」窓口  
「子育て世帯臨時特例給付金」窓口  
平成26年1月1日時点で住民票が川場村にある方が対象です。
- **申請期間** : 平成26年8月1日(金)～11月4日(火)
- **提出書類** : **申請書** 7月下旬に郵送します。

### 本人確認書類

住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

### 指定した口座が確認できる書類

金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し

「子育て世帯臨時特例給付金」: 児童手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。

## 給付金の受取方法

- 申請書に記載した**指定口座**に入金されます

## ご注意

- 受け取ることができるのは**どちらか1つ**の給付金です。
- 原則として、**申請期間外の申請**や平成26年1月1日時点で川場村に**住民票がない方**の申請は受け付けられませんのでご注意ください  
※一定の住居を持たない方でいずれの市区町村にも住民票がない方については、平成26年1月2日以降であっても川場村で住民票の手続きを行えば申請を行うことができます。  
※DV被害者や児童福祉施設等に入室している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに川場村にお住まいの方については、川場村で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。
- 申請期間などは、**各市区町村により異なります**。川場村以外が申請先となる方は、事前にその市区町村にお問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。
- 老齢基礎年金など、**臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当等の裁定等の請求**が可能で、まだ行ってない方は、**平成26年9月30日までに裁定等の請求**を行っていただく必要があります。  
※3ページ目の加算対象者の要件に関する説明部分もお読みください。

## 問い合わせ先

- **申請方法に関するお問い合わせ**

川場村役場 「臨時福祉給付金」窓口 電話: **0278(52)2111**  
「子育て世帯臨時特例給付金」窓口 電話: **0278(52)2111**

- **制度に関するお問い合わせ**

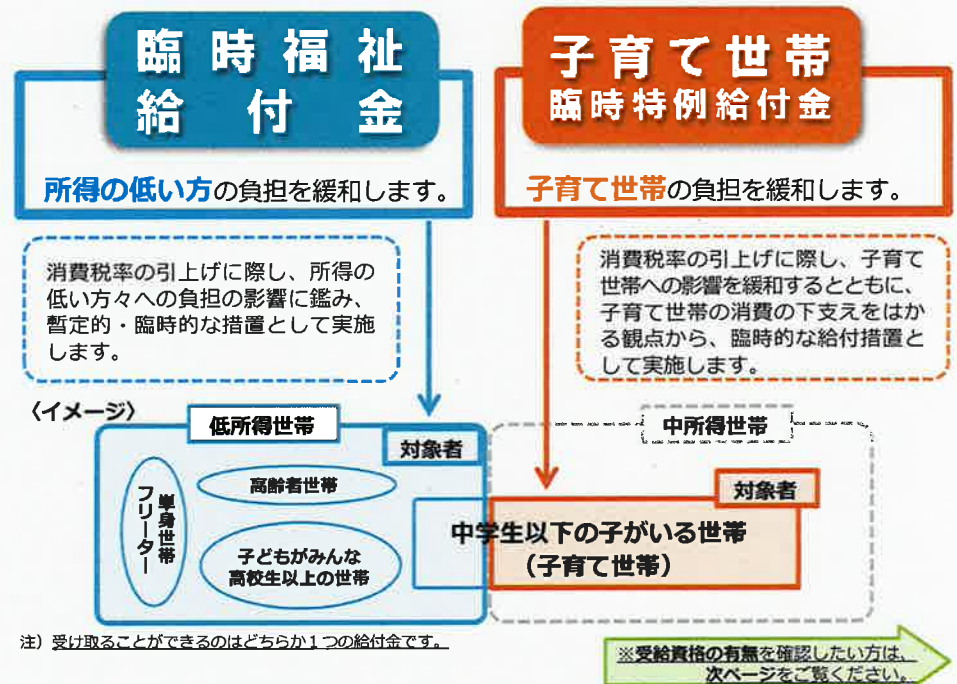
厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル: **0570(037)192**

**「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置) や「子育て世帯臨時特例給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐欺にご注意ください。**

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))に御連絡ください。



# お知らせします。 2つの給付金。



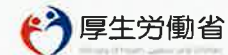
## ●「社会保障と税の一体改革」とは

社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、誰もが安心して利用できるようにするための改革です。

- 平成26年4月から消費税率は8%になります。\*
- 引上げ分は、すべて子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するために使います。

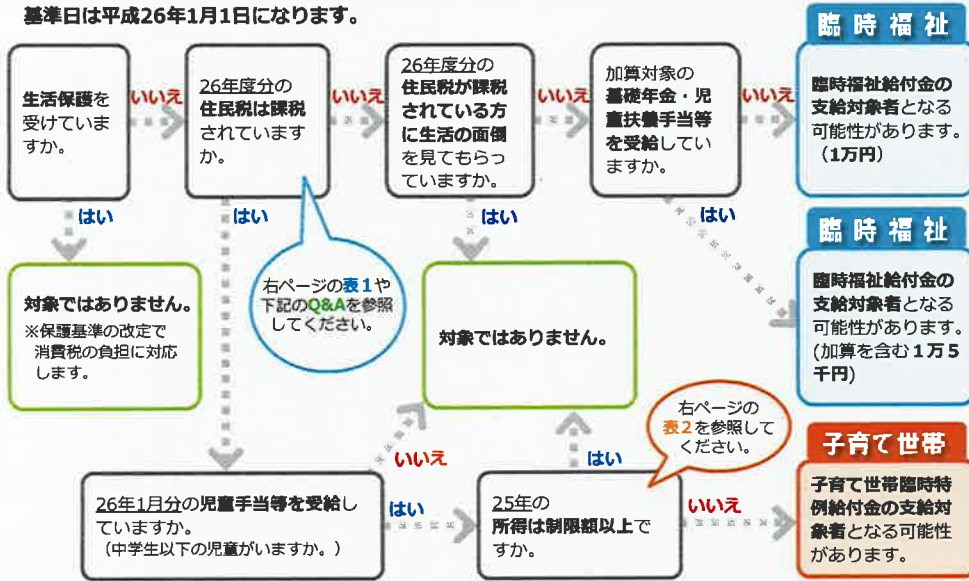
この消費税率の引上げによる反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済成長力の底上げと好循環の実現をはかり持続的な経済成長につなげるため、「**経済政策パッケージ**」を決定しました。その一環として2つの給付金を支給します。

\*平成27年10月から消費税率を10%に引き上げることが税制抜本改革法に定められていますが、改めて経済状況等を総合的に勘案した検討をおこないます。



## 対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点は●●市役所または厚生労働省までお問い合わせください。

### Q 自分が住民税が課税されているかどうか、どうすればわかりますか？

例えば、



- ・ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合
  - ・介護保険料決定通知書に記載されている「保険料の段階」で●段階以上となっている場合
  - ・ご自身の給与や年金の収入が右ページの表1の非課税限度額以上の場合
- には、基本的に住民税が課税されています。

### Q 基準日（平成26年1月1日）の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受取はどうなりますか？



今回の2つの給付金は基準日（平成26年1月1日）時点で住民票のある市区町村から給付金が支給されます。具体的な申請期間や手続については、基準日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください。

### Q 基準日（平成26年1月1日）以降に生まれた方や亡くなられた方は給付金の対象になりますか。



〔臨時福祉給付金〕  
基準日（平成26年1月1日）に生まれた方は給付金の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も、臨時福祉給付金の対象にはなりません。

〔子育て世帯臨時特例給付金〕  
基準日に生まれた児童は対象児童となりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた対象児童も子育て世帯臨時特例給付金の対象児童にはなりません。

## 臨時福祉給付金

### 支給要件

#### ● 支給対象者

- ・平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。
- ただし、〔・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合  
・生活保護の受給者である場合 など〕は除きます。

#### ● 支給額

- ・1人につき **10,000円**
- ・下記の《加算対象者》は1人につき **5,000円** を加算

##### 《加算対象者》

- ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者<sup>※1</sup>
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など<sup>※2</sup>

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。  
※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

表1 【住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）】

（給与所得者）		（公的年金等受給者）		
区分	非課税限度額 <sup>※</sup> （給与収入ベース）	区分	非課税限度額 <sup>※</sup> （年金収入ベース）	
単身	100万円	単身	65歳以上	155万円
夫婦	156万円		65歳未満	105万円
夫婦子1人	205.7万円	夫婦	65歳以上	211万円
夫婦子2人	255.7万円		65歳未満	171.3万円

※生活保護基準の1級地（東京都23区等）における非課税限度額。

## 子育て世帯臨時特例給付金

### 支給要件

#### ● 支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付<sup>※</sup>を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満（表2の限度額目安未満かどうか）

※特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

#### ● 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、〔・「臨時福祉給付金」の対象となる児童  
・生活保護の受給者となっている児童 など〕は除きます。

#### ● 支給額

対象児童1人につき **10,000円**

表2 【児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）】

区分 （扶養親族等の数）	限度額目安 （給与収入ベース）
子1人（1人）	875.6万円
夫婦子1人（2人）	917.8万円
夫婦子2人（3人）	960万円